

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成22年10月14日(2010.10.14)

【公表番号】特表2010-500154(P2010-500154A)

【公表日】平成22年1月7日(2010.1.7)

【年通号数】公開・登録公報2010-001

【出願番号】特願2009-524661(P2009-524661)

【国際特許分類】

A 6 1 L 2/26 (2006.01)

A 4 5 C 11/04 (2006.01)

G 0 2 C 7/04 (2006.01)

A 6 1 L 2/18 (2006.01)

【F I】

A 6 1 L 2/26 C

A 4 5 C 11/04 B

G 0 2 C 7/04

A 6 1 L 2/18

【手続補正書】

【提出日】平成22年8月2日(2010.8.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

コンタクトレンズの洗浄及び消毒用レンズケアキットであつて：

水溶性着色剤を含む有色レンズケア溶液；及びレンズケース

を含み、

ここで、該着色剤は、特定の期間内に分解(漂白)されることができる染料(ここで、この染料は、チオニン又はポリエチレングリコールポリマーの末端をそれに結合させることにより変性したチオニンである)であり；

該レンズケースは、有色レンズケア溶液を照射するための光線源を有し；

該光線源は、特定の期間にわたって、着色剤を徐々に分解し、有色レンズケア溶液を無色にすることができる、これにより有色レンズケア溶液による消毒及び洗浄の下にあるレンズが使える状態にあることを示す、コンタクトレンズの洗浄及び消毒用レンズケアキット。

【請求項2】

レンズケースが、一重項酸素発生剤を含む、請求項1記載のレンズケアキット。

【請求項3】

一重項酸素発生剤が、レンズケースの溶液に接触する表面又はレンズケース内に有色レンズケア溶液と接触して置くことができる固体支持材の表面に共有結合された、請求項2記載のレンズケアキット。

【請求項4】

固体支持材が、ガラス、樹脂、又は布織物である、請求項3記載のレンズケアキット。

【請求項5】

固体支持材が、レンズケースの範囲内にピンホイール構造を有し、該ピンホイール構造は、ピンホイールの少しの部分だけがレンズケア溶液及び光照射にさらされるのを可能にする蓋で覆われ、数回の使用後、ピンホイールの蓋は回転して、新しい分量の一重項酸素

発生剤が、レンズケア溶液及び光照射にさらされることを可能にする、請求項3記載のレンズケアキット。

【請求項 6】

レンズケースが半導体ベースの光触媒を含む、請求項 1 記載のレンズケアキット。

【請求項 7】

光触媒が TiO_2 である、請求項6記載のレンズケアキット。

【請求項 8】

TiO_2 を、レンズケースの溶液に接触する表面に、直接に適用する、請求項6記載のレンズケアキット。

【請求項 9】

TiO_2 を、レンズケース内に有色レンズケア溶液と接触して置くことができる固体支持材の表面に適用する、請求項6記載のレンズケアキット。

【請求項 10】

固体支持材が、ガラス、樹脂、又は布織物である、請求項9記載のレンズケアキット。

【請求項 11】

有色レンズケア溶液が過酸化水素を含まない多目的溶液である、請求項 1 記載のレンズケアキット。

【請求項 12】

殺菌剤が、着色剤の分子量よりも少なくとも 5 倍大きい分子量のヘキサメチレンビグアニドポリマー (PHMB) である、請求項11記載のレンズケアキット。

【請求項 13】

ヘキサメチレンビグアニドポリマー (PHMB) の分子量が、着色剤の分子量よりも少なくとも 5 倍大きい、請求項12記載のレンズケアキット。

【請求項 14】

PHMB が 0.01 ~ 1.0 ppm の量で含まれる、請求項13記載のレンズケアキット。

【請求項 15】

有色レンズケア溶液が、最初は青又は緑又は紫の色を有し、特定の期間の終わりに、有色レンズケア溶液の色が、実質的に見えなくなり、実質的に透明になる、請求項 1 記載のレンズケアキット。